

一定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）利用に関する市町村への届出について

○ 制度概要等

平成 30 年 10 月以降に作成する居宅サービス計画書（以下「ケアプラン」という。）から、通常の利用状況からかけ離れた回数として厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）をケアプランに位置付ける場合には、当該ケアプランの市町村への届出が義務となった。

平成 30 年度内に 21 件の届出があり、ケアプランの是正を促したものはない。

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
厚生労働大臣が定める回数／月	27 回	34 回	43 回	38 回	31 回
届出件数	10 件	6 件	3 件	1 件	1 件
最大利用回数／月	61 回	46 回	49 回	52 回	52 回